

「京都花山天文台の将来を考える会」会則

(名称)

第1条 本会は、京都花山天文台の将来を考える会、と称する。

(所在地)

第2条 本会の所在地を、京都市山科区北花山大峰町 京都大学花山天文台内に置く。

(目的)

第3条 本会は、花山天文台を永く将来にわたって存続させ活用していくための、様々な事業を行うことを目的とする。具体的には、将来構想の策定支援、花山天文台における見学会・観望会支援、講演会や会員親睦会などの開催を行う。

(会員)

第4条 会員とは、前項の目的に賛同してこの会則を承諾し、事務局の承認を受けた上で、会費を納入する者をいう。当会の会員は、次の2種とする。(1)一般会員 当会の目的に賛同して入会する個人 (2)賛助会員 当会の目的に賛同して、当会を支援する個人及び団体

(年会費)

第5条 年会費は、一般会員一口3,000円以上、賛助会員一口30,000円以上とする。

2 納入された年会費はいかなる理由があっても返金しない。

3 年会費の有効期限は入会から1年間とし、有効期限の3か月前から3か月後まで更新を受け付ける

(会員の特典)

第6条 会員は以下の特典を有する。

- ・年1回の会員の交流会に参加できる。
- ・二口以上の一般会員は観望会に優先的に招待される。
- ・賛助会員は、会が関係する全イベントに招待される(同伴者含む)。
- ・その他、別紙に記載された会員活動に参加できる。

(運営)

第7条 本会運営のために、拡大発起人会及び事務局を置く。

2 拡大発起人は会の運営の方針を定める。

3 拡大発起人は1名の代表及び1名の副代表を置く。

4 代表が拡大発起人会議を招集し、議長を指名する。

5 副代表は代表を補佐し、代表に事故がある時はその職務を代行する。

6 事務局は会の事務を統括する。

(総会)

第8条 会計年度終了後3ヶ月を目処に会員総会を開き、事業・決算報告を行う。

(届出事項の変更等)

第9条 会員は、氏名、住所等に変更が生じた場合には、すみやかに事務局に届け出る。

(退会等)

第10条 会員は、申告によりいつでも退会できる。また会員の有効期限が過ぎた場合は退会したものとみなす。

(会則の変更)

第11条 本会は、この会則を変更する場合、更新時に会員に通知する。

(設立年月日)

第12条 本会の設立年月日は平成29年1月1日とする。

(会計年度)

第13条 会計年度は4月1日から3月31日までとする。

(附則)

この会則は平成29年1月1日から適用する。初年度のみ、会計年度は平成29年1月1日から平成30年3月31日とする。

別紙

花山天文台の将来を考える会会員の活動について

1. 花山天文台に関する天文学・宇宙科学の広報に協力する。例えば、系外惑星データベースExoKyotoの署名入り解説記事の執筆に協力できる。
2. 花山天文台の写真や訪問レポートを会のホームページに掲載する。
3. 当会のホームページへの広告掲載（30,000円～）に割引料金（一割引）が適用される。
4. その他、花山天文台を応援する活動（観望会の開催、天文台グッズの企画・開発・販売など）に参加する。